

大分県障がい者計画  
＜第2期＞  
素案

令和6年1月  
大分県

# 目 次

## I. <総論>

### 第1章 計画の策定にあたって

1	これまでの経緯	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画期間	5
4	障がい者の定義	5
5	障がいの表記	5

### 第2章 障がい者の現状

1	身体障がい者の状況	8
2	知的障がい者の状況	10
3	精神障がい者の状況	11
4	発達障がい者（児）の状況	12
5	高次脳機能障がい者の状況	12
6	難病患者の状況	13
7	医療的ケア児の状況	13

### 第3章 大分県障がい者計画（第1期）の進捗状況

### 第4章 計画の基本的考え方

1	計画の基本目標	19
2	計画の基本理念	19

## II. <各論>

### 第1章 施策の現状と課題及び今後の取組

#### 第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

1	障がいを理由とする差別の解消の推進	23
2	障がい者の権利擁護の推進	24

#### 第2節 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

1	相談支援体制の整備	30
2	在宅サービス等の充実	34
	【成果目標と活動指標】	37
3	障がい児支援の充実	38
	【成果目標と活動指標】	42
4	福祉介護人材の育成・確保	43
5	福祉用具等の活用促進	44
6	情報・コミュニケーションの支援	45

<b>第3節 保健・医療の充実</b>	
1 障がい者の早期発見・早期支援	48
2 医療・リハビリテーションの充実	51
3 精神保健・医療施策の推進	54
4 難病患者の医療と療養生活の確保	59
<b>第4節 教育の振興</b>	
1 インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備	62
2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上	64
<b>第5節 雇用・就労、経済的自立の推進</b>	
1 障がい者雇用の促進	67
2 障がい者の職業能力開発	69
3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保	70
4 福祉的就労の底上げ	72
5 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築	73
【成果目標と活動指標】	74
<b>第6節 生涯にわたって生きがいを持って活躍できる社会づくり</b>	
1 芸術文化活動の振興	76
2 スポーツ等の振興	83
3 社会参加の促進	85
4 学校卒業後の多様な学習機会の充実	87
5 読書環境の整備	88
<b>第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進</b>	
1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進	90
2 住宅・公共的施設等の整備	91
3 移動・交通手段の確保	92
4 防犯対策の推進	94
5 防災対策の推進	96
<b>第2章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み</b>	
1 地域生活支援事業	100
2 地域生活支援促進事業	103
3 障害福祉サービス量の見込み	106
<b>Ⅲ. 推進体制</b>	
1 連携・協力体制の確保	128
2 相互理解の促進	128
3 進捗状況の管理及び評価	129

#### IV. 資料編

- ・ 用語解説 .....
- ・ 大分県障がい福祉圏域図 .....
- ・ 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例.....
- ・ 大分県障害者施策推進協議会条例 .....
- ・ 大分県障害者施策推進協議会委員名簿 .....
- ・ 大分県自立支援協議会設置要綱 .....
- ・ 大分県自立支援協議会委員名簿 .....

# ＜総論＞

## 第1章

### 計画の策定にあたって

- 1 これまでの経緯
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 障がい者の定義
- 5 障がいの表記

## 1 これまでの経緯

---

本県ではこれまで、障がい者施策に関する初めての基本計画として昭和56年度に「障害者対策に関する大分県長期行動計画」を策定して以降、平成6年度には第2期の基本計画となる「障害者施策に関する新大分県長期行動計画」、平成15年度には「大分県障害者基本計画（第3期）」を策定し、各般にわたる障がい者施策を総合的に推進してきました。

平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神障がい者へのサービスの一元化や就労支援の抜本的強化など障がい者支援のあり方が大きく転換しました。更には、平成17年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部改正による精神障がい者に対する雇用対策の強化や、平成19年の「学校教育法」の一部改正により、盲・聾・養護学校の制度から、複数の障がい種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換され、平成25年の「学校教育法施行令」の一部改正により、就学先を決定する仕組みがなされるなど、様々な分野での改革も行われてきました。

また、国は、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」に平成19年9月に署名し、この批准に向けた国内法の整備として、平成23年に「障害者基本法」を改正し、社会モデルに基づく障がい者の定義や、差別禁止の中に「合理的配慮」の概念を盛り込み、平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を施行しました。また「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）など様々な法整備を行い、平成26年1月にこの条約を批准しました。

こうしたなか、平成28年4月1日の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行と同時に、本県において「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、共生社会の推進と、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親なきあとの生活や防災対策等、人生の各段階における課題解消に向けた取組の充実を図ることとしました。

その後も、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした平成29年2月の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」や、平成30年6月施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、事業者による合理的配慮の提供義務化を定める令和3年5月の障害者差別解消法改正法成立・公布などにより、今後ますます共生社会の構築に向けた取組が進むなか、関係者が協働して実効性のある施策を推進していくため、「大分県障がい者計画（第2期）」を策定するものです。

◎ 障がい者を取り巻く制度等の変遷

年月		事項・内容
平成 18 年	4 月	・「障害者自立支援法」施行（10 月に完全施行）…身体、知的、精神障がい者へのサービスの一元化や就労支援の抜本強化など
平成 19 年	4 月	・「学校教育法等の一部を改正する法律」施行…従来の盲・聾・養護学校が特別支援学校に再編など
平成 22 年	11 月	・第 30 回記念大分国際車いすマラソン…皇太子殿下（当時）の御臨席のもと、307 名参加
平成 23 年	8 月	・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行…障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年	10 月	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行…虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
平成 25 年	4 月	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行…法律名の改正や障がい者の定義に難病を追加など
		・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」施行…障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の作成や実績の公表など
平成 26 年	1 月	・「障害者の権利に関する条約」の批准…障がい者の人権確保、権利実現や社会参加に関する措置等を規定した初めての国際条約
平成 27 年	1 月	・「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行…110 疾病を対象に医療費助成を開始
	4 月	・障がい者雇用を推進する「障がい者雇用アドバイザー」の配置…東部、中部、南部に雇用支援担当アドバイザーを配置 3 名
	7 月	・難病医療費助成制度の対象疾病が 110 疾病から 306 疾病に拡大
平成 28 年	4 月	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行…障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など
		・「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」施行…障がいのある人に対する理解を深める等に関し県及び県民の責務の明確化など ・「障がい者差別解消・権利擁護推進センター」開設…障がいのある方からの相談体制を整備、差別解消の普及啓発を推進
平成 29 年	4 月	・障がい者雇用を推進する「障がい者雇用アドバイザー」を増員…6 圏域に雇用支援担当アドバイザーを配置 6 名
		・難病医療費助成制度の対象疾病が 306 疾病から 330 疾病に拡大
平成 30 年	3 月	・「障がい者歯科診療所」開設…大分県歯科医師会館内に「大分県口腔保健センター」として開設
	4 月	・「精神障がい者へのバス運賃割引」導入

平成30年	4月	・難病医療費助成制度の対象疾病が330疾病から331疾病に拡大
	6月	・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行…鑑賞や発表機会の拡大、著作権保護の推進、人材の育成など
令和元年	6月	・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行…視覚障害者等の読書環境の整備に関し国及び地方公共団体の責務明確化など
	7月	・難病医療費助成制度の対象疾病が331疾病から333疾病に拡大
	10月	・重度心身障がい者医療費助成に「自動償還払方式」導入…受給者の市町村窓口への申請が不要に
	11月	・「おおいた障がい者芸術文化支援センター」開設…平成30年の第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会のレガシーとして県設置
令和2年	2月	・「精神障がい者へのタクシー運賃割引」導入
	4月	・障がい者雇用を推進する「障がい者雇用アドバイザー」を増員…雇用支援担当に加え、定着支援担当アドバイザーを配置12名
	10月	・「大分県立病院精神医療センター」開設…24時間365日、精神科急性期患者や身体合併症患者に対応
令和3年	3月	・「大分県手話言語条例」施行…手話の普及等について、基本理念を定め、県の責務の明確化など
	4月	・3歳までの障がいのあるこどもの児童発達支援等の保護者負担を無償化
		・「子どもの発達支援コンシェルジュ」を配置…児童発達支援センターに配置して、発達の悩みに関する相談対応 6名
	9月	・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行…医療的ケア児及び家族への支援等に関して国及び地方公共団体の責務の明確化など
	11月	第40回記念大分国際車いすマラソン
・秋篠宮皇嗣同妃両殿下のオンラインでの御臨席のもと、131名参加 ・難病医療費助成制度の対象疾病が333疾病から338疾病に拡大		
令和4年	5月	・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行…障害者の情報取得利用・意思疎通施策に関し国及び地方公共団体の責務明確化
	7月	・「大分県医療的ケア児支援センター」開設…県内の医療的ケア児やその家族、関係者からの相談をワンストップで受付
令和5年	4月	・障がい者雇用を推進する「障がい者雇用アドバイザー」を増員…中部圏域の雇用支援担当を2名から3名に増員 13名
		・「子どもの発達支援コンシェルジュ」を増員…中部圏域のコンシェルジュを1名から2名に増員 7名
	10月	・大分大学医学部附属病院を「大分県てんかん支援拠点病院」に指定…コーディネーターを配置し、専門相談窓口を開設 ・瀏野病院(大分市)、帆秋病院(大分市)を災害拠点精神科病院に指定



## 2 計画の位置づけ

本計画は、大分県長期総合計画の部門計画として、本県において推進すべき障がい者施策の基本的方向や実施方策などを明らかにし、県、市町村、関係者が一体となって障がい者施策を総合的に進めていくための基本方針等を示すものです。

本計画は、以下の6計画を統合した計画です。

### ○大分県障がい者基本計画（第6期）

障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として策定する「都道府県障害者計画」であり、大分県における障がい者のための施策に関する基本的な計画

### ○大分県障がい福祉計画（第7期）

障害者総合支援法第89条に基づく、障がい福祉サービスの提供体制確保等を図るための計画

### ○大分県障がい児福祉計画（第3期）

平成28年6月の児童福祉法改正により新たに規定された第33条の22で定めるところとされた都道府県障害児福祉計画

### ○大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）

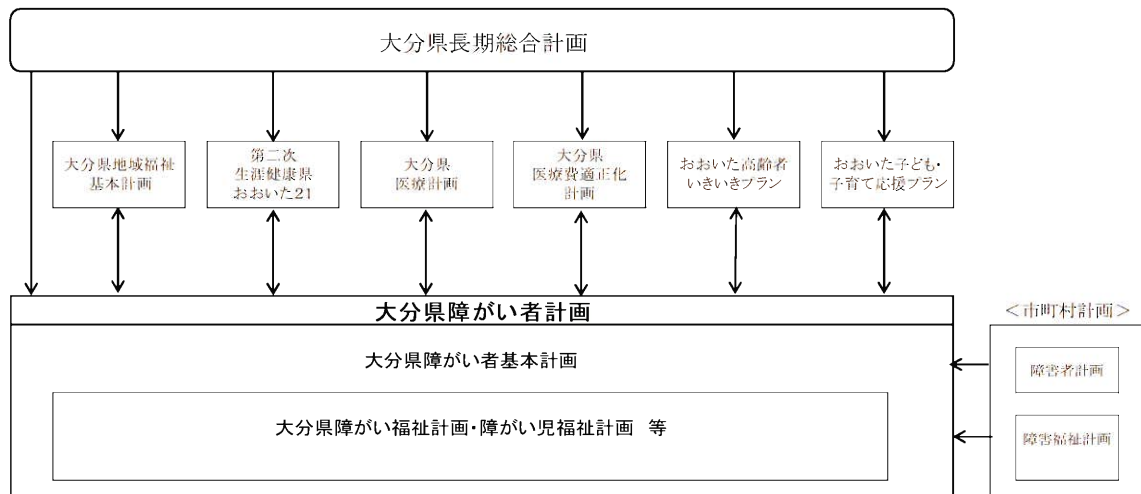
障害者文化芸術推進法第8条に基づき、大分県における障がいのある人による芸術文化活動の推進に関する基本方針等について定める計画

### ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条に基づき、大分県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進について定める計画

### ○難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

令和4年2月に国が定めた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、大分県における難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、本計画に含まれる大分県障がい福祉計画（第7期）及び大分県障がい児福祉計画（第3期）に該当する内容については、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とし、令和8（2026）年度中に国の指針に沿って見直しを行います。

年 度	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12
大分県障がい者基本計画	(第5期)	大分県障がい者計画（第2期）						改訂
大分県障がい福祉計画・大分県障がい児福祉計画（Ⅱ. 各論第2章）	(第6期)・(第2期)	(第7期)・(第3期)	(第8期)・(第4期)					
大分県障がい者芸術文化推進基本計画（Ⅱ. 各論第1章第6節1）	(第1期)	(第2期)						
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（Ⅱ. 各論第1章第6節5）		(第1期)						
難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画（Ⅱ. 各論第1章第2節3）		(第1期)						

なお、他の計画についても、社会状況の変化や障がい福祉をめぐる環境の変化に対応するため、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは見直しを行うこととします。

### 4 障がい者の定義

本計画における障がい者とは、障害者基本法第2条の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）、その他の心身の機能障がい（難病及び認知症に起因する障がいを含む）のある方で、障がい及び社会的障壁<sup>1</sup>により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とし、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。

なお、障がい福祉サービスや医療費助成、各種手当などで障害者手帳の所持が事実上の要件となっている制度においては、当該支援は障害者手帳の所持者に限られます。

### 5 障がいの表記

本計画における「障害」の「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見を踏まえ、当県では平成18年から「害」の字を「がい」とひらがな表記することとしています。このため、本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。

<sup>1</sup> 社会的障壁とは、障がいのある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

# 第2章

## 障がい者の現状

- 1 身体障がい者の状況
- 2 知的障がい者の状況
- 3 精神障がい者の状況
- 4 発達障がい者（児）の状況
- 5 高次脳機能障がい者の状況
- 6 難病患者の状況
- 7 医療的ケア児の状況

## 1 身体障がい者の状況

身体障がい者<sup>1</sup>のうち、身体障害者手帳の交付を受けている人は 56,485 人(令和4年度末)で、平成24年度と比較すると約 13.2% (8,595 人) 減少しています。

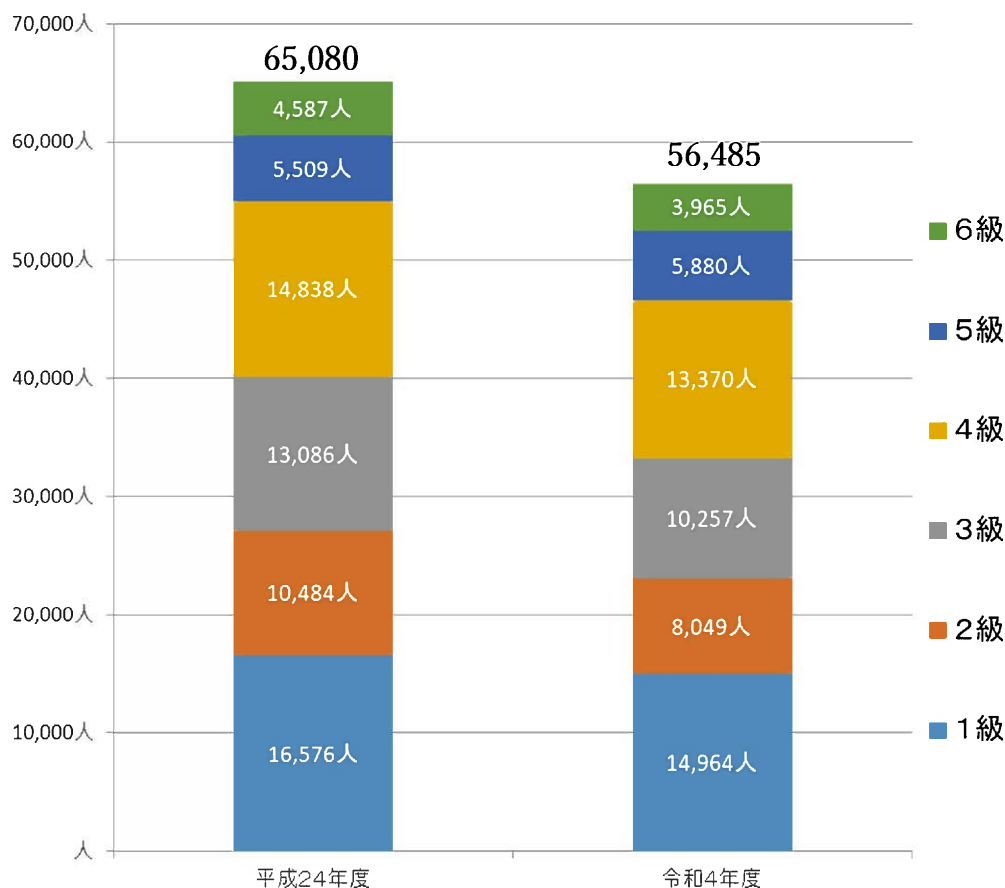
等級別では、5級の障がい者数が増加傾向にありますが、他の等級は横ばいまたは減少傾向にあります。

### 身体障害者手帳所持者数

(各年度末)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成24年度	16,576人	10,484人	13,086人	14,838人	5,509人	4,587人	65,080人
(構成比)	25.5%	16.1%	20.1%	22.8%	8.5%	7.0%	100.0%
令和4年度	14,964人	8,049人	10,257人	13,370人	5,880人	3,965人	56,485人
(構成比)	26.5%	14.2%	18.2%	23.7%	10.4%	7.0%	100.0%

資料: 障害福祉課



<sup>1</sup> 身体障がい者とは、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがある 18 歳以上の者をいう。

年齢別では、いずれの年代も減少している一方で、令和4年度末の65歳以上の身体障がい者の全体に占める割合は78%となっており、少子高齢化の影響が現れています。障がい別では、全ての障がいで減少傾向にあります。

### 年齢別、障がい別身体障がい者数

(各年度末)

	年 齢	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
平成 24年度	18歳未満	21人	116人	6人	523人	274人	940人
	(構成比)	0.0%	0.2%	0.0%	0.9%	0.4%	1.5%
	18歳～64歳	1,153人	1,147人	253人	9,840人	4,422人	16,815人
	(構成比)	1.8%	1.8%	0.4%	15.1%	6.8%	25.8%
	65歳以上	3,181人	4,870人	343人	25,741人	13,190人	47,325人
(構成比)	4.9%	7.5%	0.5%	39.6%	20.3%	72.7%	
計	4,355人	6,133人	602人	36,104人	17,886人	65,080人	
(構成比)	6.7%	9.4%	0.8%	55.5%	27.4%	100.0%	
令和 4年度	18歳未満	16人	93人	3人	418人	205人	735人
	(構成比)	0.0%	0.2%	0.0%	0.7%	0.4%	1.3%
	18歳～64歳	664人	772人	190人	6,873人	3,223人	11,722人
	(構成比)	1.2%	1.4%	0.3%	12.2%	5.7%	20.9%
	65歳以上	2,527人	4,392人	361人	22,956人	13,792人	44,028人
(構成比)	4.5%	7.8%	0.6%	40.5%	24.4%	78.0%	
計	3,207人	5,257人	554人	30,247人	17,220人	56,485人	
(構成比)	5.7%	9.4%	1.0%	53.5%	30.5%	100.0%	

資料: 障害福祉課

## 2 知的障がい者の状況

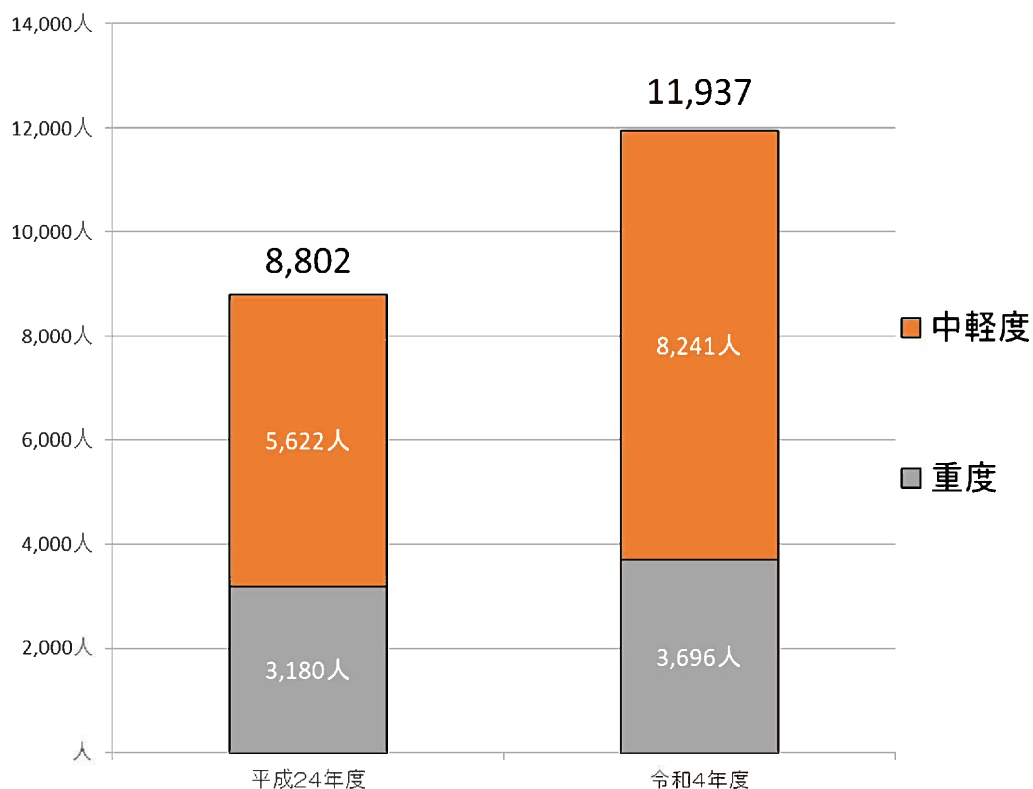
知的障がい者<sup>1</sup>のうち、療育手帳の交付を受けている人は11,937人(令和4年度末)です。平成24年度と比較すると3,135人(35.6%)増えています。特に中軽度の児童が大きく増加しています。

### 療育手帳所持者数

(各年度末)

	療育手帳A(重度)			療育手帳B(中度・軽度)			合計
	18歳未満	18歳以上	小計	18歳未満	18歳以上	小計	
平成24年度	619人	2,561人	3,180人	1,189人	4,433人	5,622人	8,802人
(構成比)	7.0%	29.1%	36.2%	13.5%	50.4%	63.8%	
令和4年度	633人	3,063人	3,696人	2,144人	6,097人	8,241人	11,937人
(構成比)	5.3%	25.7%	31.0%	18.0%	51.1%	69.0%	

資料:障害福祉課



<sup>1</sup> 知的障がい者の定義に法規定はないが、一般に知的機能の障がいが発達期(概ね18歳まで)にあらわれ日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者をいう。

### 3 精神障がい者の状況

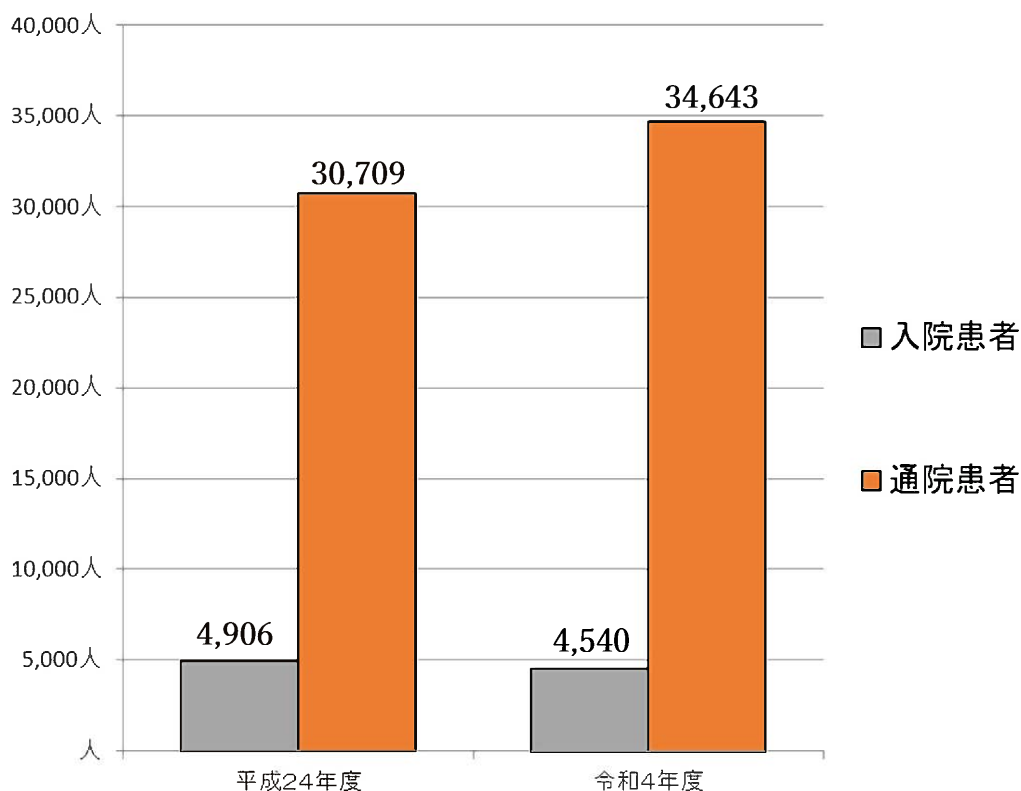
精神障がい者<sup>1</sup>の実数を把握することは困難ですが、精神科医療機関に入院・通院している精神障がい者の数をみると、令和4年度には39,183人となっています。平成24年度と比較すると、入院患者は366人（7.5%）減少しているのに対し、通院患者は3,934人（12.8%）増加しています。

#### 精神科医療機関に入院・通院している精神障がい者の状況

（各年度とも、6月30日現在）

	入院患者		通院患者		合計
		うち措置入院		うち自立支援医療受給者	
平成24年度 (構成比)	4,906人 13.8%	19人 0.1%	30,709人 86.2%	11,836人 33.2%	35,615人 100.0%
令和4年度 (構成比)	4,540人 11.6%	22人 0.1%	34,643人 88.4%	14,863人 37.9%	39,183人 100.0%

資料：障害福祉課



<sup>1</sup> 精神障がい者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がいその他の精神疾患を有する者をいう。

なお、精神障がい者のうち、精神保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度末で11,964人となっており、平成24年度と比較すると5,843人増加し、約2倍となっています。等級別にみると最軽度である3級の所持者数が約2.5倍となり、大きく増加しています。

#### 精神保健福祉手帳所持者数

(各年度末)

	1級	2級	3級	合計
平成24年度	416人	4,383人	1,322人	6,121人
令和4年度	561人	8,078人	3,325人	11,964人

資料:障害福祉課

#### 4 発達障がい者（児）の状況

発達障害者支援法では、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障がい者（児）の実数を把握することは困難ですが、発達障がい児については、令和3年度に実施された文部科学省の全国調査では、公立の小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がいの可能性のある児童生徒の割合は全体の8.8%と推計されています。

この推計に基づき、令和4年10月1日現在の県内における小・中学校に在籍する児童生徒のうち、発達障がいの可能性のある児童生徒数は約7,600人と考えられます。

#### 5 高次脳機能障がい者の状況

高次脳機能障がいとは、病気や事故により脳に損傷を受けたことで、記憶力や注意力の低下、感情のコントロールが困難になるなどの様々な症状を呈し、日常生活や社会生活に支障をきたす障がいです。

この障がいの特性として、外見から障がい分かりにくく、本人や家族も気づかないことがあり、また複数の障がいを併せもっていることも多いことから、正確な実数を把握することは難しい状況です。

なお、厚生労働省が平成13年度から5年間実施した「高次脳機能障害支援モデル事業」において、高次脳機能障がい者数は、全ての年齢層を合わせて全国で約27万人、その内18歳以上65歳未満は約7万人と推計されています。



## 6 難病患者の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）では、難病とは「発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定められており、そのうち、客観的な診断基準等が確立している 338 疾病（令和 3 年 11 月 1 日時点）が指定難病として医療費助成の対象とされています。

また、平成 25 年 4 月から、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」（難病患者等）が、障害者総合支援法における障がい者と規定されており、障害者総合支援法対象疾病検討会で対象とされた難病等の 366 疾病（令和 3 年 11 月 1 日時点）が、障がい福祉サービス等の対象とされています。

難病患者の実数を把握することは困難ですが、県内で特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている難病患者数は、令和 4 年度末で 12,240 人となっています。

対象となる疾患数が異なるため、平成 24 年度との単純な比較はできませんが、対象患者数は 3,542 人（約 40.7%）増加しています。

特定医療費受給者証交付数

（各年度末）

	対象疾患数	対象患者数
平成24年度	56	8,698人
令和4年度	338	12,240人

資料：健康づくり支援課

## 7 医療的ケア児の状況

医療的ケア児とは、医療技術の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児とされています。

医療的ケア児は歩ける児童から寝たきりの重症心身障がい児までおり、身体障害者手帳等各種手帳の交付対象とならない場合もあることから、正確な実数を把握することは難しい状況です。

なお、厚生労働省の調査によると、全国の医療的ケア児は令和 3 年で約 2 万人と推計されており、県内の医療的ケア児は 143 人（令和 5 年 6 月市町村調）となっています。

# 第3章

## 大分県障がい者計画(第1期)の進捗状況

- 1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進
- 2 障がい者の就労支援
- 3 障がいのある子どもと家庭への支援

(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

成果目標	【実績】 令和4年度	【目標】 令和5年度	達成率
①福祉施設からの地域生活移行者数 (令和3年度から5年度までの累計)	32人	115人	27.8%
②施設入所者数	1,871人	1,871人	100%
③精神科病院からの地域生活移行			
入院3か月時点の退院率	56.3%	69.0%	81.6%
入院6か月時点の退院率	74.3%	86.0%	86.4%
入院1年時点の退院率	83.4%	92.0%	90.7%
1年以上の長期入院者数	3,206人	2,562人	79.9%

① 福祉施設からの地域生活移行者数

【 数値目標及び実績 】	達成率 27.8%			国の指針
対象者 (令和元年度末の施設入所者)	1,902	人		R5年度末において、R元年度末の施設入所者数の『6.0%以上』が地域生活へ移行することを目標とする。
【目標】 令和3～5年度の累計移行者数	115	人	(6.0%)	
【実績】 令和4年度末までの移行者数	32	人	1.7%	

◎ 地域生活移行者数の推移

	令和3年度	令和4年度
地域生活移行者数	17	15
累計	17	32

【達成率が低い理由、課題】

- ・障がい者自身の高齢化重度化、親の高齢化に伴う在宅介護の困難な障がい者の増加
- ・緊急時における障がい者に対する支援体制、地域住民理解といった環境整備の遅れ
- ・障がい者自身が、地域で一人暮らしをすることに不安がある。

【今後の対応】

- ・高齢者、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備促進
- ・地域生活支援拠点等（障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制）の機能強化
- ・一人暮らしを支え、生活力を身につけるサービスを提供する自立生活援助事業所の活用促進
- ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい（民間賃貸住宅等）の確保

③ 精神科病院からの地域生活移行（1年以上の長期入院患者数）

【 数値目標及び実績 】	達成率 79.9%			国の指針
【目標】 令和5年度	65歳以上	1,852	人	令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定
	65歳未満	710	人	
	計	2,562	人	
【実績】 令和4年度	65歳以上	2,355	人	
	65歳未満	851	人	
	計	3,206	人	

【達成率が低い理由、課題】

- ・精神疾患は症状が多様であるとともに、自覚しにくく、高齢化・重症化して入院すると、治療に期間を要し、長期の入院が必要になってしまう場合もある。
- ・保護者不在や家族の高齢化などの事情により、自宅での受入が困難な場合、かかりつけ医療機関への通院方法や障がい・介護サービスの利用検討、住まいの確保など、様々な調整が必要

【今後の対応】

- ・相談支援専門員の対応力向上や、ピアサポーターの活用などによる相談体制の充実
- ・圏域毎の地域移行支援協議会の開催、精神科病院への連携促進コーディネーターの配置等による医療・福祉の連携の推進
- ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい（民間賃貸住宅等）の確保

（2）障がい者の就労支援

成果目標	【実績】 令和4年度	【目標】 令和5年度	達成率
④障がい者雇用率の全国順位	7位	1位	87.2%
⑤福祉施設からの一般就労移行者数	165人	202人	81.7%
うち移行支援事業利用者から移行した人数	57人	78人	73.1%
うち就労継続支援A型事業所からの移行者数	30人	47人	63.8%
うち就労継続支援B型事業所からの移行者数	72人	62人	116.1%

④ 障がい者雇用率の全国順位

【 数値目標及び実績 】	達成率 87.2%	
【目標】 令和5年度	1	位
【実績】 令和4年度	7	位

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン」における令和6年度目標値

障がい者雇用率2.61%  
(身体1.67%、知的0.57%、精神0.37%)

【達成率が低い理由、課題】

- ・雇用率は0.02ポイント上昇(2.59→2.61%)したものの、雇用障がい者の算定数は7人減少
- ・障がい別では、身体障がい者の雇用率(1.67%)は全国トップを維持しているが、知的及び精神障がい者の雇用率は、全国30位台となっている。
- ・雇用者数・雇用率の引き上げには、知的及び精神障がい者の雇用のさらなる促進が必要

【今後の対応】

- ・障がい者と企業のマッチング機会を確保するため、合同企業説明会を開催
- ・障がい者雇用支援アドバイザーによる仕事の切り出しやマッチング支援に加え、従業員300人以上の法定雇用率未達成の企業を重点企業と位置づけ、商工観光労働部と連携して県職員が訪問し、改善を働きかける。

(3) 障がいのあるこどもと家庭への支援

成果目標	【実績】 令和4年度	【目標】 令和5年度	達成率
⑥発達障がい者支援専門員の養成数 (令和元年度から5年度までの累計)	173人	197人	87.8%
⑦ペアレントプログラムの受講者数 (令和元年度から5年度までの累計)	455人	607人	75.0%
⑧医療的ケア児に関する協議の場の設置市町村数	15	18	83.3%
⑨医療的ケア児支援コーディネーター配置市町村数	18	18	100%

# 第4章

## 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本目標
- 2 計画の基本理念

## 1 計画の基本目標

障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～

## 2 計画の基本理念

### (1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる共生社会の実現を目指します。

### (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進

障がい者が自らの主体的な選択によって地域でいきいきと生活し、様々な活動に参加しながら充足した人生を送ることができる社会づくりを目指します。

### (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現

「障がいの社会モデル」<sup>1</sup>の考え方に立ち、障がい者やその家族が、社会の無理解や、心ない偏見・差別によって傷つけられることのない社会の実現に取り組みます。

### (4) 切れ目のない支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用などの各分野が連携し、施策を総合的に展開することで、切れ目のない支援を行います。

#### ■「障害者の権利に関する条約」での位置付け

平成 18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」<sup>2</sup>に「障がいの社会モデル」の考え方が示されています。日本では、この条約を平成 26(2014)年に批准しており、この考え方に基づく対応が法的にも求められています。特に、平成 28(2016)年 4 月から施行された「障害者差別解消法」は、この考え方に基づき、国・地方公共団体・民間事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めています。また同時に本県で制定された「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」においても、「障がいの社会モデル」の考え方を基礎とした共生社会実現への取組を盛り込んでいます。

---

<sup>1</sup> 「障がい」は社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障がい相まって作り出されているものであることを「障がいの社会モデル」という。これに対して、障がいは個人の心身機能の障がいによるものであるという考えを「医学モデル」という。この「障がい」を取り除き、また取り除くための手助けをして、差別を行わず、多様な人々とのコミュニケーションを図る力を磨き、行動をすることが「心のバリアフリー」を目指す共生社会に求められている。

<sup>2</sup> 令和 4（2022）年 9 月に障害者権利委員会で採択・公表された総括所見等も踏まえて議論が行われ、障害者基本計画（第 5 次）が策定されている。